決定:平成 24 年 11 月 18 日

公益社団法人日本顕微鏡学会
北海道支部規程

（総則）

第1条　公益社団法人日本顕微鏡学会（以下「この法人」という。）細則（以下「細則」という。）第 22 条第 1 項の規定により設ける北海道支部（以下「支部」という。）の任務、構成、運営に関しては、定款第 45 条及び細則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（任務）

第2条　支部は、定款第 4 条に規定するこの法人の事業のうち、次の事業を分掌する。

(1)顕微鏡分野に関わる研究発表会、講習会、懇談会、並びに啓発活動

(2)顕微鏡分野に関わる調査、研究、見学及び視察

(3)顕微鏡分野に関わる学術図書の刊行

(4)顕微鏡分野に関わる研究の奨励、及び研究業績の表彰

(5)その他定款第 4 条に定める目的を達成するために必要なこと。

（支部役員）

第3条　支部には、次の支部役員を置く。

支部長　　1名

副支部長　　1名

支部幹事　　若干名

（支部役員の選出）

第4条　支部長候補者について、支部に所属する正会員の中からの立候補、或いは2名以上の推薦を受けて本人の承諾を得て立候補の届出とし、選挙により選出する。

2　支部での選挙の方法については、支部規則による。

3　支部長候補者、及び支部役員候補者リストは、支部長から理事会に提出される。

（支部役員の兼職）

第5条　支部役員は本部の役員を兼ねることができる。

（支部役員の任期）

第6条　支部役員は、定時総会後の理事会において選任される。

2 支部役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 支部役員の任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（支部役員の職務）

第7条　支部役員は次の職務を担当する。

(1)　支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。

(2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故がある場合はこれを代行する。
(3) 副支部長は、支部講演大会等、支部の主要事業を分担する。
(4) 支部幹事は、庶務、会計等を担当し、支部の会務を掌理し、支部総会で報告する。

第8条　支部総会は毎年1回以上支部長が招集し、次の事項について報告する。
(1)　支部の事業報告および収支決算報告
(2)　次年度の事業計画および収支予算計画
(3)　支部長、副支部長及び支部幹事候補者
(4)　その他の支部役員会で必要と認めた事項
2 支部総会は、支部正会員の 1/10 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。但し、委任状を提出した者については、出席者とみなす。
3 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。

（会議）
第9条　支部の運営を円滑に進められるように、支部役員会を開催する。この会議は、支部長が召集する。
2 支部役員会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
3 支部役員会の議長は、支部長、或いは事前に互選されたものがこれに当たる。
4 必要に応じて、正会員の中からアドバイザーを選出することができる。アドバイザーは、支部長の求めに応じて、支部役員会、支部総会に出席して、意見を述べることができる。

（費用）
第10条　支部の運営費には、毎会計年度のこの法人の総会によって定められた支部事業費をもってこれに充てる。

（事業計画、収支予算）
第11条　支部は毎事業年度開始二ヶ月前までに、次年度事業計画及び収支予算計画を理事会に提出し、決議を受けなければならない。
2 第1項の予算は、この法人の収支予算書に一括して掲載する。

（事業報告、収支決算）
第12条　支部は毎事業年度終了後一ヶ月以内に、事業報告および収支決算報告を理事会に提出しなければならない。
2 期中の会計報告については、毎事業開始後、四半期ごとに本部事務局に報告する。

（事業年度）
第13条　支部の事業年度は、この法人と同一とする。

（規程の改廃）
第14条　この規程を改廃する時は、理事会の決議を要する。

（規則、内規）

第15条　この規程の運用に必要な事項は、支部の決議により規則、及び内規に定める。但し支部において規則、内規を制定し、もしくはそれを改廃したときは理事会に報告しなければならない。